

選択的夫婦別姓制度の導入を求める会長声明

民法 750 条は、夫婦同姓を義務付けており、婚姻した二人がどちらも婚姻前の姓を称し続けるということを認めていない。

氏名は、人格権の一内容であり、婚姻によって姓の変更を強制することは、婚姻したうちの片方のアイデンティティ喪失につながる。

現状の婚姻による姓の変更の強制は、婚姻に際して氏の変更を強制されない自由が不当に制限されている点で憲法 13 条に違反し、夫婦が同姓を選択しない限り婚姻による法的効果を得られないという差別的取扱いが合理的根拠に基づくものとはいえないという点で憲法 14 条に違反する。また、夫婦が同姓でなければ婚姻できないといった両性（当事者）の合意以外の要件を付すことは、憲法 24 条 1 項が定める「婚姻の自由」を不当に制限するものである。

2021（令和 3）年 6 月 23 日の最高裁判所大法廷決定では、民法などの規定は合憲としたものの、4 人の裁判官が違憲であるとの反対意見を示している。また、多数意見においても、夫婦の姓に関する制度の在り方は、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論を促したものである。日本弁護士連合会は、2024 年 6 月 14 日、「誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議」をした。

一般社団法人日本経済団体連合会は、2024 年 6 月 18 日、ビジネスの現場における通称利用の弊害を挙げて、選択的夫婦別姓（別氏）制度の導入を求めた。

関東弁護士会連合会は、2024 年 9 月 27 日、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議」をした。

国際連合の女性差別撤廃委員会は、2024 年 10 月 29 日、日本政府に対し、四度目となる女性が婚姻前の氏を保持することが可能にする法整備の勧告を行った。

当会も、2016 年 1 月 13 日に「夫婦同氏の強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決を受けて民法における差別的規定の改正を求める会長声明」を、2021 年 8 月 6 日に「選択的夫婦別姓制度を導入することを求める会長声明」を出してきたが、改めて、国に対し、この問題が、個人のアイデンティティの喪失につながる人格権の問題であることを受け止め、速やかに民法 750 条を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを強く求める。

2024 年（令和 6 年）12 月 12 日

茨城県弁護士会

会長 篠崎 和 則